

# 固定資産税(償却資産)の申告準備を始めましょう！



## 償却資産とは？

償却資産は、法人や個人の方が事業に使用している、土地・家屋以外の有形固定資産で、法人税法や所得税法で所得を計算する際に、**減価償却の対象になる資産**をいいます。具体的には『構築物』『機械及び装置』『車両及び運搬具』『工具・器具及び備品』等があります（資産例は、下表をご覧ください）。

償却資産を持っている方は、毎年1月1日の資産の所有状況を市町村に申告する義務があり、所有する資産に固定資産税がかかります。

## 償却資産の例

資産の分類	主な償却資産
構築物	路面の舗装、カーポート、店舗内装(テナントの場合)、門扉、フェンス等
機械及び装置	工作機械、農業用機械、建設機械、医療機器、大型特殊自動車、洗濯機、太陽光発電設備等
車両及び運搬具	フォークリフト(大型特殊自動車に該当するもの)、運搬用台車等
工具・器具及び備品	パソコン、エアコン、コピー機、金庫、ロッカー、看板、冷蔵庫、洗濯機、厨房設備、家具、応接セット、プレハブ小屋、簡易物置等

※1 自動車税・固定資産税(家屋)等、他の税金がかかっているものは、申告不要です。【例】営業車・店舗等

※2 農業者の所有する最高速度 35km/時未満の農耕作業用自動車(トラクタ・コンバイン等)は小型特殊自動車に分類され、**軽自動車として登録が必要です**。これらの農耕作業用自動車については、**公道を走行しない場合でも登録が必要**となります。

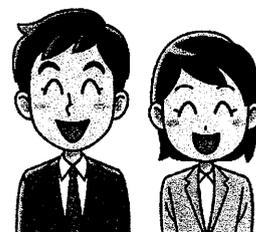
## 償却資産の申告について

納税義務者	令和3年1月1日現在の償却資産の所有者
申告期限	令和3年 <b>2月1日</b> (月)
申告先	償却資産が所在する市の税務課 (複数の市に存在する場合、それぞれに提出が必要です)
免税	課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。(申告は必要です。)
税額	課税標準額の合計×税率(1.45%)
納税	4月に納税通知書・納付書を送付します。 <b>4月、7月、12月、翌年2月</b> に分けての納税となります。

詳しい内容については、市のホームページ、又は下記までお気軽にお問合せください！

●お問い合わせ先●

南砺市税務課 資産税係 0763-23-2033



# 新型コロナウイルス感染症の影響に係る 令和3年度の固定資産税の減免措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等の税負担を軽減するため、事業者の所有する建物や設備(償却資産)に係る令和3年度の固定資産税を、事業収入の減少率に応じて、ゼロ又は2分の1とします。

## ○適用の要件と措置の概要

令和2年2月から同年10月までの期間のうち、任意の連続する3か月間の事業収入を前年同期と比較したときの減少率が、

- a. 30%以上50%未満のとき …… 令和3年度固定資産税額の**2分の1**を減免
- b. 50%以上のとき …… 令和3年度固定資産税額の**全額**を減免

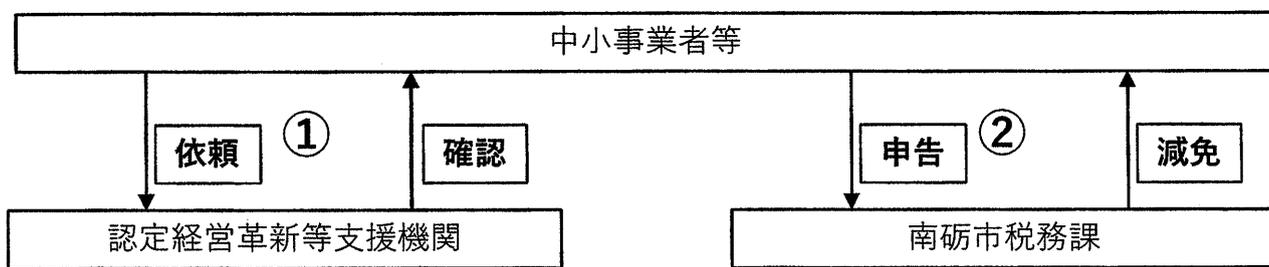
## ○減免の対象となるもの

機械装置、工具器具及び備品等の償却資産、事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税

### ◆注意◆

- ※土地の固定資産税は、事業用の場合でも軽減の対象外です。
- ※令和2年度の納税猶予分は軽減の対象外です。
- ※居住用部分を含む併用住宅の場合は、事業専用の部分のみが軽減の対象です。

## ○減免を受けるための手続き



- ① 減免の対象となることを『認定経営革新等支援機関等』に確認を受ける。  
(市に提出する申告書の内容の確認を依頼してください)
- ② 確認を受けた申告書及び確認時に提出した書類一式の写しを、税務課まで提出。

※認定経営革新等支援機関とは、専門知識や実務経験が一定以上の者に対し、国が認定する機関です。具体的には、商工会(中小企業支援者)のほか、金融機関・税理士・公認会計士・弁護士等が主な認定支援機関として登録されています。

## ○申告期間

令和3年1月4日(月) から 令和3年2月1日(月) まで

## ○お問い合わせ先

南砺市税務課 資産税係 〒939-1692 南砺市荒木1550番地  
TEL 0763-23-2033

